

再処理施設に係る廃止措置計画の変更認可申請について（概要）

東海再処理施設の廃止措置においては、再処理設備本体等の一部の機器に残存する核燃料物質（回収可能核燃料物質という）を取り出すため、工程洗浄を実施することとしている。今般、その具体的な方法等を定めるため、廃止措置計画の変更認可申請を行った。主な内容は以下のとおり。

- 今回の変更認可申請では、工程洗浄の方法、工程洗浄に伴う臨界安全等の安全評価、工程洗浄時に想定される不具合とその対処方法等について、廃止措置計画に記載した。

- 工程洗浄の具体的な方法としては、回収可能核燃料物質のうち、ウラン及びプルトニウムを含む使用済燃料せん断粉末の溶解液並びにプルトニウム製品貯槽等に残存する低濃度のプルトニウム溶液は、現有する高放射性廃液に混ぜてガラス固化し、硝酸ウラニル貯槽等に残存するウラン溶液はウラン粉末として安定化することとした（別図参照）。

- なお、工程洗浄では、工程で使用する設備は必要最小限として、リスク低減を念頭に安全かつ可能な限り早期に完了する観点から、使用済燃料せん断粉末の溶解液の再処理（ウラン及びプルトニウムの分離）は行わないこととした。

以上

工程洗浄の方法について

(別図)

**工程洗浄は抽出操作や発生する廃液の蒸発濃縮操作を行わず
使用する機器を限定して実施**

<凡例>

- : 使用済燃料せん断粉末の溶解液の流れ
- : ウラン溶液の流れ
- : 低濃度のプルトニウム溶液の流れ

